

論文

## 小学校社会科・中学校公民の教科書の表紙に現れている共生の内容

筑波大学医学医療系 徳田 克己

### I. はじめに

最近の小学校と中学校の検定教科書のなかには、福祉や共生に関する内容が多く取り扱われるようになってきている(長井・白鳥,2014;水野・徳田,2012)。たとえば、小学校の社会科の教科書には、車いす用の駐車スペースや点字ブロック、盲導犬の話題、障害者に関する法律の紹介など障害や福祉に関する記載が多い。この傾向は英語科や国語科の教科書、道徳の副読本においても同様である。

教科書は、子どもにとって「常に身のまわりにいる仲間」であり、また教師にとって「教材として中心的な役割を果たすもの」であり、さらに教師と子どもが共有する図書である(教科書研究センター, 2004)。すなわち、教科書は身近な規範であり、社会や国情を映す、つまり教科書の内容は社会の鏡であるとも言える。

社会が変化し、その必要性から教科書の内容が変化することがある。また教科書が元になって社会が変わっていくことがある。その例として、障害者用駐車スペースの問題が挙げられる。日本では障害者用駐車スペースへの一般市民による不正駐車や迷惑駐車が絶えず、車いすドライバーがたいへん困惑した状況があったが、小学校の社会科の教科書に障害者駐車スペースの話題が掲載されるようになって以降、日本は先進諸国の中で唯一、罰則制度を制定することなく迷惑駐車や不正駐車が大幅に減少する結果になったことが確認されている(西館, 2011)。親が障害者用駐車スペースに不正駐車をしようとした際に、小学生である子どもが「ここは車いすのドライバーが停めるところだよ」と親に注

意したというエピソードがあるが、これは教科書によって社会が適正化された例である。

このように社会の鏡であり、また一方で社会を適正化させる力のある教科書の内容の変化が、7回に渡る戦後の学習指導要領の改訂やこれまでの障害や共生に関する社会的な環境(主な法律の制定、国際障害者年やオリンピック・パラリンピックなどの国際的なイベント、マスコミに登場する障害者の増加など)とどのような関係があるのかを分析することは教科書研究の視点から深い意義があると言える。その中でも教科書の表紙は、その時代の象徴的な内容を表現している存在であると言えよう。

そこで、本稿では、福祉と共生の視点から、法律の変化、パラリンピックなどのイベントの変遷、スーパー障害者の登場などの社会的要因の変化をまとめ、それらが教科書の表紙にどのように影響しているのかを明らかにすることを目的にした。

### II. 分析対象の教科書

教科書の内容は学習指導要領の改訂に合わせて大きく書き換えられる。学習指導要領に示される目標や内容に従って編集され、検定を受けるからである。

先行研究を概観すると、福祉や共生、特に障害に関する内容を積極的に取り扱っているのは小学校社会科3・4年と中学校公民科、各学年の道徳である(西館, 2011;水野・徳田, 2012)。障害に関する内容が、各教科の最近の教科書の中でどのように扱われているのかについて、その傾向をみていくことにする。

### 1. 小学校生活科（以下、生活科）

生活科は、社会科と理科の内容を含む体験学習型の教科として、平成4年度から実施された小学校1、2年生対象の教科である。生活科は低学年を対象にした教科であるために、教科書のほとんどのページが絵や写真で構成されている。そして、その多くが共生を意識した内容になっている。たとえば、街の中や学校内の風景には、多くの障害児・者、外国人、高齢者、またバリアフリー施設・設備が描かれている。

### 2. 小学校社会科（以下、社会科）

社会科では、「地域の施設の役割」に始まり、学習が進むにつれて「地域の安全を守る仕組み」、「農業・産業・工業」、「日本の法律や制度」といった、より大きな視点で社会のさまざまな仕組みを学ぶようになる。その中で、障害について具体的な知識を得られる内容が登場してくる。たとえば、「地域の安全」に関する単元において障害者の交通安全を守るためのバリアフリー施設・設備の必要性が説明され、また「自動車工業」についてふれる中で障害者用の改造車両、介護車両が紹介されている。

### 3. 中学校社会科公民的分野（以下、公民）

公民では、日本国憲法、法律、国の施策などについて学ぶ。その中に、障害者の人権や福祉社会、共生社会について考えさせる単元が設けられている。たとえば、共生社会を考えるとというテーマの中でバリアフリー施設・設備、障害のシミュレーション体験、障害者の援助方法に関する内容が取りあげられている。

以上のように、生活科、社会科、公民においては、共生社会の姿を視覚的に伝える段階から、徐々に具体的な知識を伝える段階へと移行し、障害に関するさまざまな事柄について学習者に考えさせるように、系統的に扱われていることがわかる。しかし、国語科については、障害に関する内容の扱われ方に系統性が乏しい。つまりそれは、国語科においては障害がモチーフとして扱われているからである。

ただし、障害の内容が最も多く出てくるのは教科ではなく、道徳の副読本である。副読本は検定の対象ではなく、それゆえに厳密にいうと、学習指導要領の改訂に従って内容が書き換えられているとは言い難い面がある。

したがって、本稿では、障害や共生を情緒的ではない形で取り上げている小学校社会科と中学校公民的分野の教科書を研究対象とすることにした。昭和42年以降に発行された小学校の社会科の教科書及び中学校公民の教科書を取り扱うことにした。

教科書研究センター附属教科書図書館に所蔵されている教科書のうち、昭和42年以降の検定教科書がすべて揃っているのは東京書籍が発行したものだけであったため、東京書籍発行の教科書「新しい社会」を対象にした。

S42年発行	小2、小3～6の上下	9冊
S52年発行	小2、小3～6の上下	9冊
S54年発行	小2、小3～6の上下	9冊
S60年発行	小2、小3～6の上下	9冊
H3年発行	小3～6の上下	8冊
H7年発行	小3～6の上下	8冊
H13年発行	小3～6の上下	8冊
H22年発行	小3～6の上下	8冊
H26年発行	小3～6の上下	8冊
	小学校の教科書	計76冊

S49年、S52年、S55年、S58年、S61年、H1年、H4年、H8年、H13年、H17年、H23年、H27年発行の『新しい社会中学校公民』中学校の教科書 計12冊

参考までに、H27年発行の育鵬社、日本文教出版、清水書院、教育出版、帝国書院各社発行の公民分野教科書 計5冊

## Ⅲ. 社会的要因の変化

### 1. 法律

第二次世界大戦後の我が国における障害者施策は、戦争によって被害を受けた多くの子どもを救うため昭和22(1947)年に障害児施策を含

む児童福祉の基本施策を定めた児童福祉法の制定から始まった。同年には学校教育法が制定され、障害のある児童生徒への教育を含んだ新しい学校教育制度が開始した。

昭和 24 (1949) 年には身体障害者福祉法が制定された。当時この法律は、身体障害者自らの努力によって更生することを前提として、国及び地方公共団体がこれを援助し必要な保護を行い国民もこれに協力する責務を定め、身体障害者の生活の安定に寄与するなどその福祉の増進を目的としたものであった。昭和 25 (1950) 年には、精神障害者に対する医療、保護の充実、社会復帰の促進等を目的とした精神衛生法が制定された。

さらに、昭和 35 (1960) 年には、子どもから成人に至るまで一貫した知的障害に関する援護事業の整備を図ることを目的とした精神薄弱者福祉法（現在の知的障害者福祉法）が制定された。これは、障害種別ごとの施策が展開されるとともに、以後、特に知的障害者等の入所施設の増加が起きた。また、同年には身体障害者の雇用を促進し、職業の安定を図るための身体障害者雇用促進法が制定された。しかし、障害児教育は障害のない子との分離別学のままであり、文部省が昭和 36 (1961) 年に出版した「わが国の特殊教育」においても「普通の学級の中に、強度の弱視や難聴や、さらに精神薄弱や肢体不自由の児童・生徒が交じり合って編入されているとしたら、・・・(中略)・・・学級内で大多数を占める心身に異常のない児童・生徒の教育そのものが、大きな障害を受けずにはいられません。」と当時の考え方が率直に記されている。これらの法律の成立など、障害者施策は着実に進展していったものの、身体障害、知的障害、精神障害（いわゆる三障害）でそれぞれ別個の枠組みで施策が進められた。昭和 45 (1970) 年には心身障害者対策基本法が制定された。この法律は、主に身体障害者と知的障害者を対象とするものであったが、各省庁が所管する障害者

に関連する個別法律に共通する、文字通り障害者施策に関する基本的な法律として制定されたものであり、本法の制定により、我が国における総合的な障害者施策推進の基本理念が初めて法的に確立したといえるものであった。

平成 5 (1993) 年には心身障害者対策基本法が障害者基本法に改定され、定義の上では三障害の統一が図られた。障害者基本法は、障害のある人に関係する最も重要な法律であると言える。障害者基本法は、障害のある人の法律や制度について基本的な考え方を示しているからである。

平成 12 (2000) 年には高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律である交通バリアフリー法、平成 14 (2002) 年には補助犬を使う身体障害者の自立と社会参加を促進する身体障害者補助犬法が制定された。このふたつの法律は、障害者が社会参加をすることを支援する重要な法律であり、制定以後、障害のある多くの人たちが就職、就学、余暇などの社会参加ができるようになった。

平成 18 (2006) 年にはハートビル法と交通バリアフリー法を統合化した高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が制定されるなど、建物の利用や交通移動の面での施策に前進があった。

平成 23 (2011) 年に障害者基本法を新しくして、改正障害者基本法が制定された。これを作った障がい者制度改革推進本部は、内閣総理大臣をトップにすべての大臣をメンバーにして組織された。推進本部の目的は、日本の法律や制度を国連の「障害者の権利条約」の考え方に合わせて変えていき、日本の障害のある人の暮らしを支援することであった。

平成 25 年 (2013) 年には障害者差別解消法が制定された。この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、障害を理由とする差別の

解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

## 2. 国際障害者年、障害者の日の制定

国際障害者年とは、国際連合が指定した国際年の一つであり、1981年を指す。障害者の社会生活の保障・参加のための国際的努力の推進を目的として1976年の第31回国連総会で決定された。テーマは「完全参加と平等」であった。障害者は、その社会の生活と発展に全面的に参加し、他の市民と同様の生活条件を享受し、生活条件向上の成果を等しく受ける権利を持つとされた。日本においても国際障害者年は大きく取り上げられた。

また、障害者の日とは12月9日を指す。1975年12月9日に、国連(第30回総会)で「障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、市民と同等の基本的権利を有する」という障害者の権利宣言が採択され、この日が制定された日本には多くの記念日があり、障害者の日を意識している市民はそれほど多くないと推察できるが、この日に合わせて日本中でさまざまな障害に関連したイベントが行われることから、新聞やテレビで取り上げられることが多いと言えよう。

## 3. パラリンピックの開催

1960年、イギリス、オランダ、ベルギー、イタリア、フランスの5か国により国際ストック・マンデビル大会委員会(ISMGC)が設立され、グットマン卿がその初代会長に就任した。同年、オリンピックの開催されたローマで国際ストック・マンデビル大会が開催された(23か国・400名が参加した)。そしてこのローマ大会がIPC設立後に第1回パラリンピックと位置づけられている。

1964年に開催された国際身体障害者スポー

ツ大会は、東京オリンピック直後に2部制で開催された。「パラリンピック」という名称は、「オリンピック開催年にオリンピック開催国で行われる国際ストック・マンデビル大会」＝「Paraplegia(対まひ者)」の「Olympic」＝「Paralympic」という発想から、1964年の東京大会の際に日本で名付けられた愛称であった。1985年、IOCは国際調整委員会(ICC)がオリンピック年に開催する国際身体障害者スポーツ大会を「Paralympics(パラリンピックス)」と名乗ることに同意し、オリムピックスという言葉の名乗ることは禁止された。しかし、従来のパラリンピックという言葉は、対麻痺者のオリンピックという意味であったことから、身体障がい者の国際大会になじまなかつたため、パラ＝Parallel(類似した、同様の)＋Olympics(オリムピックス)と解釈することになった。

1988年、ICC主催によりソウルパラリンピックが開催され、61か国から3,057名の選手が出場した。この大会は、オリンピック組織委員会がオリンピックとパラリンピックを連動させたはじめての大会であり、日本のマスコミも障害者スポーツについて取り上げることが増えた。2000年、第11回シドニーパラリンピック開催され、大会期間中、ファン・アントニオ・サマランチIOC会長と、ロバート・D・ステッドワードIPC会長によってIOCとIPCとの協力関係に関する話し合いが持たれ、「オリンピック開催国は、オリンピック終了後、引き続いてパラリンピックを開催しなければならない」との基本的な合意に達した。これが「オリンピック・パラリンピック」開催の始まりである。

さらに2001年6月19日には、スイスのローザンヌにおいて、IOCとIPCの両会長によって、IOCとIPCとの協力関係に関する2度目の話し合いが持たれ、より詳細な協力関係に関する合意がなされるなど、「もう一つのオリンピック」と呼ばれるにふさわしい、世界最高峰の障害者スポーツ大会へと発展し続けた。

以下の大会において、オリンピックの後にパラリンピックが開催されている。

夏季 1988 年	ソウル	韓国
夏季 1992 年	バルセロナ	スペイン
冬季 1994 年	リレハンメル	ノルウェー
夏季 1996 年	アトランタ	アメリカ
冬季 1998 年	長野	日本
夏季 2000 年	シドニー	オーストラリア
冬季 2002 年	ソルトレイクシティ	アメリカ
夏季 2004 年	アテネ	ギリシャ
冬季 2006 年	トリノ	イタリア
夏季 2008 年	北京	中国
冬季 2010 年	バンクーバー	カナダ
夏季 2012 年	ロンドン	イギリス
冬季 2014 年	ソチ	ロシア
夏季 2016 年	リオデジャネイロ	ブラジル

年を追うごとに、パラリンピックで活躍するアスリートがマスメディアに取り上げられる機会が増加しており、障害者の姿が一般市民の目にふれることが多くなった。

#### 4. 日本テレビ系列「24 時間テレビ」

昭和 53 (1978) 年、「愛は地球を救う」をキャッチフレーズとして、日本各地でチャリティーキャンペーン活動を行う番組として誕生した。主に、福祉をテーマにしており、これまで 40 回放映されている。

毎年 8 月下旬の土曜日夜から日曜日夜まで生放送されている (8 月最終週の週末に放送されることが多い)。第 1 回 (1978 年) の放送時間は土曜日 20:00・日曜日 20:00 であり、文字通り「24 時間」であったが、その後 24 時間半→25 時間→25 時間半と次第に長くなり、第 25 回 (2002 年) 以降は原則として土曜日 18:30・日曜日 20:54 と 26 時間半に渡って放送されている。

番組内容は毎年設定されるメインテーマに基づき、障害者や被災者、難病患者などに着目し、チャリティーマラソンやドラマスペシャル、ドキュメンタリー、チャレンジ企画などを中心に

構成されている。

この番組は、さまざまな障害のある人、難病の人が多く出演するのが特徴であり、困難や苦労が強調されることが多い。この番組の功罪についてはいろいろと議論があるところであるが、この番組を視聴することによって、障害に関するたくさんの情報を得ることができることは事実である。

#### 5. 障害のある有名人

さまざまな分野で活躍している障害のある人がマスコミや書物に取り上げられることがある。野口英世やヘレンケラーのように戦後以来ずっと児童向けの伝記や書物で取り上げられている人物がいる。一方で、乙武洋匡氏のように、自著の出版 (平成 10 年) を機に、マスコミに大きく取り上げられた人物もいる。このような障害のある有名人が教科書に取り上げられることは多く、ここでは特に、野口英世、ヘレンケラー、乙武洋匡の登場に着目したい。

##### ① 野口英世

1876 年 11 月 9 日、福島県の農家に野口英世は生まれた。15 歳の頃、農村ならどこにでもあったいろりの中に転げ落ち、左手のやけどをして左手の指がくっつき、自由に使うことができなくなるという重い障害を負った。北里柴太郎が所長をつとめる伝染病研究所に勤め、24 歳の時単身アメリカに渡り、蛇毒の研究を始める。1911 年、ロックフェラー医学研究所勤務時に「梅毒スピロヘータ」の純粋培養等に成功し、その後、ノーベル医学賞候補となる。1918 年、黄熱病の病原菌発見のため、当時の流行地であった南米エクアドルへ派遣される。到着後、黄熱病と思われる病原体の特定に成功し、開発した「野口ワクチン」により、南米での黄熱病死亡率が激減した。1928 年、黄熱病研究のため西アフリカ、アクラ (現ガーナ共和国) に遠征中、自身が黄熱病に感染し、現地にて亡くなった。戦後、野口英世の伝記が数多く出版された。児童書の老舗出版社であるポプラ社が昭和 34

(1959) 年に出してベストセラーになった「子どもの伝記物語」(全 50 巻) の中でも野口英世は特に人気が高く、1977 年~1979 年には人気ランキングが第一位であった。

② ヘレン・ケラー

1880 年 6 月 27 日にアメリカ・アラバマ州タスカンビアに生まれたヘレン・ケラーは、生後 18 か月のときに高熱が原因で視力と聴力を失った。この事から、両親からしつけを受ける事のできない状態となり、非常にわがままに育つことになった。1886 年、6 歳の時にアニー・サリバンという女性の家庭教師がケラー家にやってきて、指話を教え、言葉(指話)が使えるようになった。高校を卒業後はサリバン女史の同席のもとに、点訳・指話通訳をしてもらいながらハーバード大学女子部を卒業した。卒業後は福祉活動のために活動をし、彼女の尽力によって、世界各国に障害者に対する施設などが普及するようになった。

ヘレン・ケラーも野口英世と同様に、多くの伝記が日本で出版された。前述したポプラ社の人気ランキングにおいて、1977 年~1979 年には人気ランキングが第三位であった。

③ 乙武洋匡

昭和 51 (1976) 年 4 月 6 日に東京都で生まれた。生まれつき四肢欠損で両手両足がなく、電動車いすを使用して移動している。早稲田大学在学中の 1998 年に出版した『五体不満足』は、周囲に支えられて障害をあまり苦にせずに育ったという幼少期からの暮らしぶりや学生生活が描かれ、580 万部のベストセラーになり、また多くの国・地域で現地の言葉に翻訳され出版された。近年は教育現場での経験や子どもたちへのメッセージを様々なメディアで発信した。しかし、2016 年 3 月、不適切な異性関係を週刊誌によって報じられ、マスコミへの露出がほとんどなくなった。

IV. 表紙の共生的内容の経年的変化

次に、表紙の共生的内容をまとめた。

1. 小学校

- S42 共生的内容は皆無 人物は無し
- S52 ほとんどに人物あり 共生的内容はなし
- S54 すべてに人物がいるが高齢者は無し
- S60 すべて働く人 高齢者は無し
- H3 3 上は商店街の人たち 高齢者(和服)と赤ん坊は描かれている
- 6 下は空港の待合室の様子 様々な民族、年齢の人が描かれている
- H7 3 上は、高齢者は消え、赤ん坊はいる
- 4 上は街の様子 歩道に点字プロはない
- 6 下はオリンピックの閉会式行進 様々な人種の人 車いす使用者がいる
- H13 6 下は様々な国の子ども、車いす使用の高齢者がいる
- H22 3.4 上はスーパーの中の様子 車いす使用者、高齢者が描かれている
- 6 下は子どもたちのバスケット風景 様々な人種、車いす使用者がいる
- H26 3.4 上は商店街の様子 高齢者がいる
- 3.4 下に赤ん坊、車いす使用者がいる
- 6 下は地域のお祭り 高齢者がいる

2. 中学校

- S49、S52、S55、S58、S61、H1、H8、H17 は無。H4 は多くの人物が描かれているがマイノリティは描かれていない。H13 の裏表紙の写真は多数の黒人がいた。H23 の表表紙に高齢者の写真、裏に車いす使用者のシルエットがある。H27 に介助犬の写真が載っている。

3. H27 年発行の他社の教科書

教育出版の表紙には車いすマラソンの写真がメインに配置されていた。黒人の写真もあった。日本文教出版には赤ん坊、車いす使用者のイラストがあった。育鵬社には高齢者、黒人の写真があった、帝国書院には白人の写真があった。

V. 考察

昭和 53 年に日本テレビが障害者のがんばり

を強調する番組である「24時間テレビ」の放映を開始した。この番組は障害者の存在を身近に感じさせる意味で大きな役割を果たした。その後の社会の障害者観を変化させていく番組であり、また番組内で寄附金を募るといったスタイルの視聴者が参加できるものであった。

また、昭和56年には、障害者関連の非常に大きなイベントである国際障害者年が制定された。マスコミで障害者や障害関連機器が取り上げられることが増え、またバリアフリーが進んだために、町の中で障害者と出会う機会が増えてきた。つまり、障害者がより身近な存在になってきたのである。さらに昭和63年には初のパラリンピック大会が開催され、障害がある日本人の活躍がマスコミに取り上げられた。自治体や障害者団体が主催する障害に関連した行事が市町村で行われるようになったのもこの時期であった。さらに、平成元年には6回目の学習指導要領の改訂が行われ、その内容に共生社会を構築しようとする発想が盛り込まれた。

しかし、平成7年の6年生社会科の教科書の表紙に、オリンピックの開会式の様子の中に車いす使用者が描かれるまで、教科書の表紙に障害者が登場することはなかった。

平成10年には7回目の学習指導要領の改訂が行われ、共生社会を構築しようとする発想が強まり、他者に目を向ける、社会的弱者に目を向けるという考え方が内容に盛り込まれた。そのことから平成13年の中学校社会科公民的分野の教科書には「バリアフリー」の用語が初めて登場した。また用語についても「障害者」から「障害のある人」という表記に変わった。

平成13年発行の6年生の社会科の教科書の表紙にはさまざまな国の子どもや車いす使用の高齢者が描かれていた。しかし、これは社会の動きに比べてかなり遅い「反応」である。

これ以降のほぼすべての教科書の表紙には、外国人、障害者、高齢者が描かれるようになっている。

## VI. まとめ

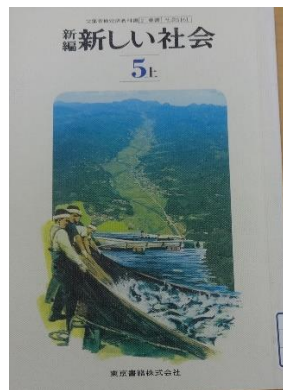
教科書の表紙には、年々、共生的内容が増加していると言えるが、世の流れを直に反映しているとは言えない。障害者や高齢者よりも外国人の登場が顕著であった。

## 文献

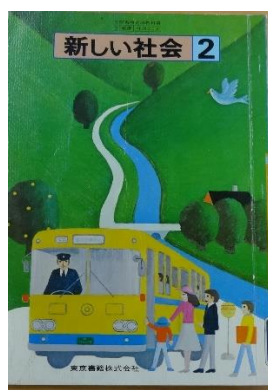
- 石上智美・西館有沙・富樫美奈子・水野智美・徳田克己(2003) 中学校の社会科教科書(公民的分野)における障害の扱われ方, 第1回日本福祉心理学会大会発表論文集, 33.
- 教科書研究センター(2004) 『新・日本の教科書』. 公益財団法人教科書研究センター, 7-8.
- 水野智美・石上智美・西館有沙・徳田克己(2003) 小学校・中学校の国語の教科書における障害の扱われ方に関する分析. 読書科学, 47(3), 108-117.
- 水野智美・徳田克己(2012) 道徳副読本における障害の扱われ方の変化 -2003年度版と2010年度版とを比較して-, 教材学研究, 23, 273-280.
- 長井梢・白鳥絢也(2014) 小学校社会科における共生 -教科書(光村図書出版)に着目して-, 星槎大学附属研究センター研究集録, 9, 42-56.
- 西館有沙(2011) 『障害者用駐車スペースの設置および運用に関する総合的研究』日本障害理解学会出版部.
- 西館有沙・富樫美奈子・石上智美・水野智美・徳田克己(2003) 小学校の生活科教科書および社会科教科書における障害の扱われ方. 第1回日本福祉心理学会大会発表論文集, 31.
- 富樫美奈子・西館有沙・石上智美・水野智美・徳田克己(2003) 中学校の英語教科書における障害の扱われ方. 第1回日本福祉心理学会大会発表論文集, 32.



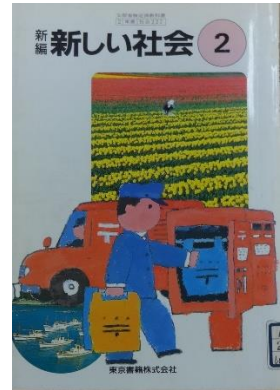
S52 社会 3 年上  
共生的内容はなし



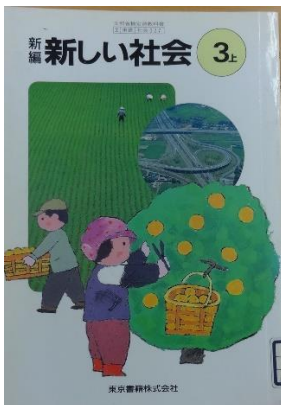
S52 社会 5 年上  
共生的内容はなし



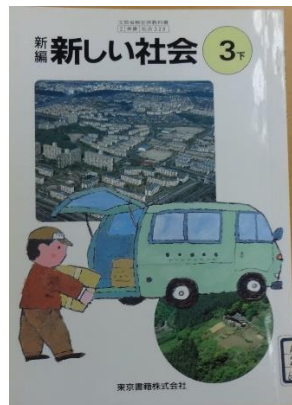
S54 社会 2 年  
人物はあるが  
高齢者等はなし



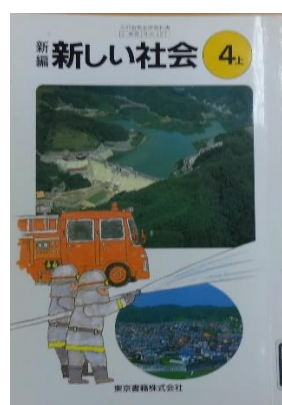
S60 社会 2 年  
働く人が中心  
高齢者等はなし



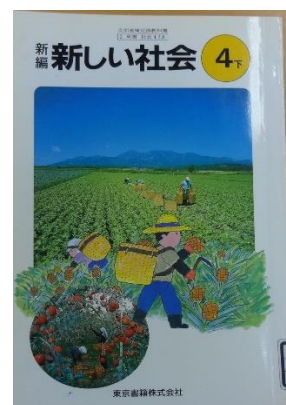
S60 社会 3 年上  
働く人が中心  
高齢者等はなし



S60 社会 3 年下  
働く人が中心  
高齢者等はなし

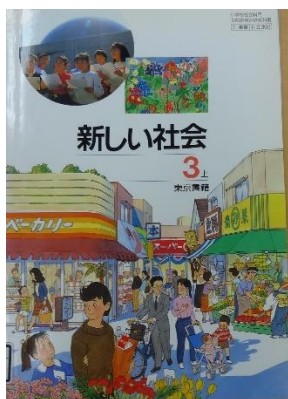


S60 社会 4 年上  
働く人が中心  
高齢者等はなし

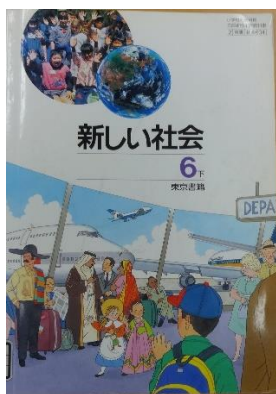


S60 社会 4 年下  
働く人が中心  
高齢者等はなし

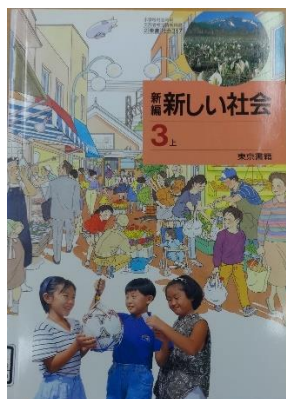




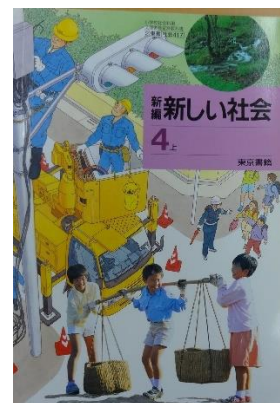
H3 社会 3 年上  
高齢者と乳児が  
登場



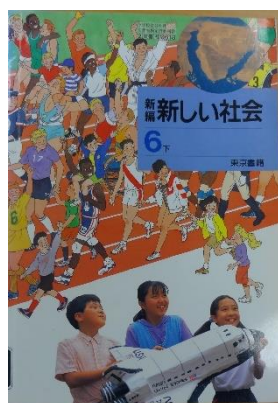
H3 社会 6 年下  
様々な民族、年  
齢の人が登場



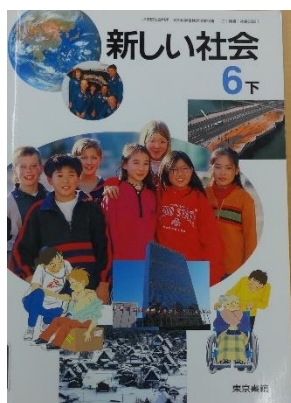
H7 社会 3 年上  
高齢者は消え、  
乳児はいる



H7 社会 4 年上  
歩道に点字ブ  
ロックなし



H7 社会 6 年下  
様々な人種のひ  
と、車いす使用者



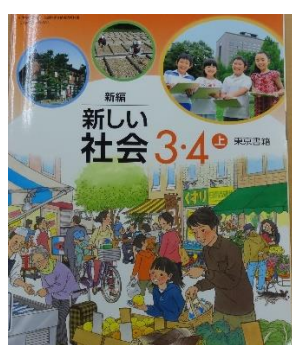
H13 社会 6 年下  
様々な人種の子、  
高齢者、車いす



H22 社会 3・4 年上  
車いす使用者、高  
齢者がいる



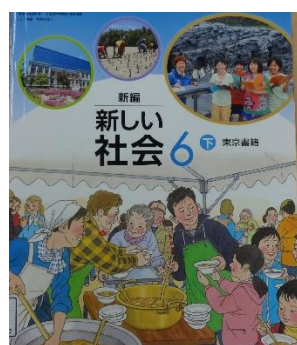
H22 社会 6 年下  
様々な人種、車  
いす使用者登場



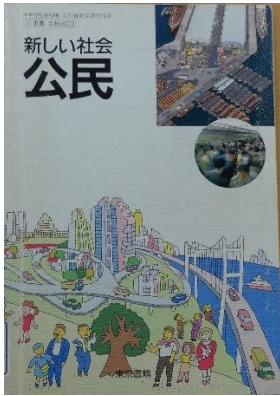
H26 社会 3・4 年上  
高齢者がいる  
障害者はなし



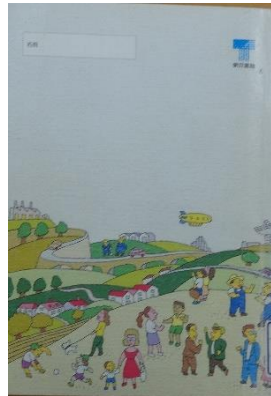
H26 社会 3・4 年下  
乳児、車いす使用者  
がいる



H26 社会 6 年下  
高齢者がいる  
障害者はなし



H4 公民 表表紙  
高齢者、障害者は  
なし



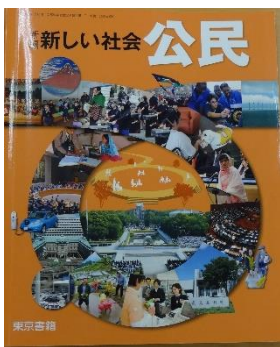
H4 公民 裏表紙  
高齢者、障害者は  
なし。幼児はいる



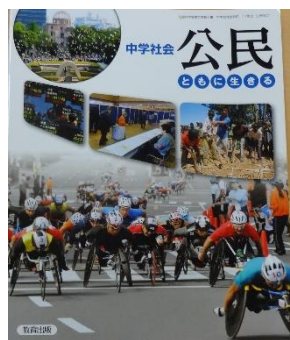
H13 公民 裏表紙  
多数の黒人が登場



H23 公民 裏表紙  
車いす使用者のシ  
ルエットがある



H27 公民 表表紙  
介助犬の写真が登  
場



H27 教育出版 公民  
表表紙  
車いすマラソンの写  
真



H27 帝国書院 公民  
表表紙  
多くの人種のひと

## The Contents of the Symbiosis which has Appeared on a Cover of the Textbook of Elementary School Subject of Social Studies and Junior High School Subject of Civics

In this paper, change of social effects, such as changes of events, legal change, the Paralympics, and super disabled people's appearance, was summarized from the viewpoint of welfare and symbiosis, and it aimed at showing clearly how they have influenced the cover of textbooks. What I aimed at the subject of analysis was the textbook of elementary school subject of social studies and junior high school subject of civics that have been taken up disabilities and symbiosis in the form which is not emotional. I decided to deal with textbooks of social studies at elementary schools and textbooks of civic studies at junior high school issued since 1967. As a result of the analysis, elderly people, disabled people, foreigners and babies, etc. appear on the cover of the textbooks year by year, and it can be said that symbiotic contents have increased, but I found out it can hardly be said that it directly reflects the social trend. Also, as a remarkable point, the appearance of foreigners was more prominent than those with disabled and elderly people.